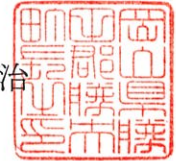


勝央町告示第26号

勝央町設計違算に関する事務取扱要綱を次のように定める。

令和7年3月26日

勝央町長 水 嶋 淳 治



勝央町設計違算に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、勝央町が岡山県電子入札共同利用システムを使用して発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る入札の透明性及び公正性を確保するため、工事の発注に係る入札に際し、設計違算が生じた場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「設計違算」とは、積算条件と異なる単価、歩掛等の適用により、金額入り設計書を確認しなければ判明しない設計金額の誤りをいう。

(開札前の対応)

第3条 町長は、入札の公告又は指名通知の発行を行った後、開札前に設計違算が判明した場合は、当該入札を中止する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する場合は、入札手続を続行するものとする。

- (1) 判明した設計違算を、入札の開始までの間に、入札に参加する者又は入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）に対し、設計図書等により、公平及び公正に設計違算の訂正を周知することができるとき。
- (2) 判明した設計違算の契約上の取扱いを、入札の開始までの間に、入札参加者に周知することができるとき。

(開札後の対応)

第4条 町長は、開札後、落札者及び落札候補者の決定までの間に設計違算が判明した場合は、当該入札を中止する。

2 前項の規定にかかわらず、勝央町工事請負契約の入札に係る積算疑義申立手続に関する取扱試行要綱(令和7年勝央町告示第 号。以下「積算疑義申立手続要綱」という。)に基づく積算疑義の申立てにより設計違算が判明した場合は、積算疑義申立手続要綱に基づき処理するものとする。

(落札者又は落札候補者の決定後の対応)

第5条 町長は、落札者又は落札候補者の決定以後に設計違算が判明しても、落札又は落札候補の取消しを行わないものとする。

(契約締結後の対応)

第6条 町長は、契約締結後に設計違算が判明しても、契約を解除しないものとする。

(公表)

第7条 町長は、第3条第1項及び第4条第1項の規定により入札手続を中止したときは、町のホームページで公表するものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和7年4月1日以降に公告又は指名通知する建設工事等から適用する。